

特集

# リスク



上智大学  
総合人間科学部教授

**藤村 正之**



立命館大学大学院  
先端総合学術研究科教授

**後藤 玲子**

対談

## リスク社会の 現在と未来

## リスクへの関心の高まり

**藤村** 最近、日常生活においても、学問の世界においても、「リスク」という言葉を見聞きすることが増えました。

**後藤** そうですね。おっしゃるように、最近「リスク」という言葉が流行していて、社会保障の問題についても、リスクという視点からのアプローチが有効だとの見方が増えつつあるようです。でも、私自身はこの風潮に少々違和感を覚えています。

**藤村** それはなぜですか。

**後藤** 経済学の領域では不確実性下での人間の合理的行動についての研究が蓄積されてきました。そこでは、各人が置かれている初期条件とバーゲニング・パワー（取引における交渉力）を所与として、私的利益を最大化しようとする人間の合理的な行動が、不確実性下においてどのように貫かれるかが主要な関心とされました。具体的な人名を挙げると、ケネス・アローやジョン・ハーサーニーなどがこの問題に取り組んできました。しかし、このような経済学的な合理性の枠組みでは捉えきれない問題が、社会保障の領域には依然として残されています。だからこそ社会学、社会保障あるいは社会福祉の研究者たちは、「福祉」という固有の概念を用いて研究してきたのではないのでしょうか。

**藤村** なるほど。ところで、この場合、リスクはリスクでよろしいのでしょうか。経済学ではアンサータンティ（uncertainty）といったほうがよいのでしょうか。

**後藤** 厳密には、両者は異なります。事象の生起確率（リスクの社会的分布）がわかっている場合をリスクと言い、わかっていない場合を不確実性と言います。ただ、現在のところ、多くの場合は区別をせずに用いられているようです。

さて、社会保障をめぐるここ数年の議論をみますと、経済学者の役割が大きくなっているように思います。そこでは個人別衡平性（individual equity）をいかに確保するかという視点が重視されているようです。もちろん、リスクに備える能

力やリスクに対処する環境的条件の違いなどを、資源のプーリングを通じて助け合う制度に賛成する学者もいます。しかし、近年、社会保険が、結果的に、事故率の個人間差異をならず機能をもつことは許容できるとしても、基本的には、所得の再分配機能をもつことには反対だという風潮が強まっています。その一方で、遺伝子工学の発展その他によって、個々人がある疾病にかかる確率がわかるようになってきました。このような社会において、個人別衡平性の発想を徹底させるとしたら、高い事故率をもつものの、一定の保険料を支払うことのできない人たちは保険に入れなくなる恐れがあります。そうすると、皆保険制度を主軸とした日本の社会保障制度がゆらぐのではないのでしょうか。

人生にリスクはつきものだとしても、さまざまな種類の問題が蓄積してくると、それに対処する手だて、対処しようという意欲すらも失われる局面があり、それが特定の人々に集中してあらわれるかもしれません。こうしたとき、はたして社会はどのように対処すべきかなのかという問題意識が社会保障にはあつたはずだと思うのですが……。

**藤村** つまり、経済哲学や公共哲学という観点からみると、リスクと社会保障との関係を考えてときに、近代経済学の枠組みをそのまま導入すると行き過ぎを助長する要素があり、それが問題だということですね。

**後藤** はい。付言すると、このようにリスク概念が広まっている一方で、実は学問領域によってずいぶんリスク概念が異なっていることを知って、驚きました。社会学においては、どのような文脈でリスクということが考えられているのでしょうか。

## リスク概念の広がりとその背景

**藤村** 後藤先生は『リスク社会を生きる』（橋木俊詔編、2004、岩波書店）に収められた論文の中で、研究領域ごとにリスク概念に違いがあることに触れ、「観点としてのリスク」という考えを出されていらっしゃいますね。

社会学の分野でも近年リスク社会論、リスク社

社会学という考え方が盛んになってきました。社会学の中には、そもそも「産業化」「近代化」といった社会全体の大きな変化を把握しようとする研究分野が学問の成立時からあります。そんな中、1970年代、80年代に登場した脱工業化社会論、高度産業社会論の後に生じつつある新たな社会の変化を説明するものとして登場したのがU・ベックのリスク社会論でした。1986年チェルノブイリ原発事故が起きた年に同名の本が出版されました。ベックは、リスクを「人為的企ての帰結と潜在的可能性」であると定義し、リスクの内容を「環境リスク」と「科学技術リスク」と「社会的リスク」の3つに分類しています。ベックの最初の問題関心は原発問題ですから、いま挙げた3つのリスクのうち、最初の2つが主要な関心でした。議論の焦点をその2つにとどめておけばよかったのかもしれませんが、「社会的リスク」という概念を新たに提起したために、人びとの日常生活のなかで生じる危機的な出来事もリスクと捉える流れが社会学の中に生まれ、さらには日常生活で私たちが感じる不安感すらリスクといわれるようになってきたといえるでしょう。社会学は、社会意識も研究対象とする悩ましい学問ですので、時代の流れと呼応して、リスク概念の拡大は必然だったのかもしれませんが。

**後藤** リスク社会論が広まった背景としてはどのようなことが考えられますか。

**藤村** 私はつぎの2つのことがあると思います。まず、第1に、人びとのリアリティという観点から見ると、産業化が進展し物質の欠如という意味での貧困はある程度解決されたにもかかわらず、いやむしろそれだからこそ、一定以上の生活水準から脱落することへの不安感の人びとの間にはあると思います。そして、1980年代以降、とくに1990年代以降に私たちが感じるこのようなリアリティや不安感がリスクという言葉とマッチしているために、リスク社会論が浸透していったと考えられます。ハイリスク・ハイリターンに勝ち抜いた勝ち組と、そのリスクにさいなまれた負け組という感じで。

また、第2に、学問的には、従来別々のものと

して分析されてきた、災害などの自然現象や経済格差の拡大のような現象、他方で社会保障の問題、そのほかのさまざまな社会問題を、リスクという概念を用いることで、共通の土俵で論じることが可能になったためではないでしょうか。もちろん、共通の土俵といっても、あくまで社会学のカバーする範囲でのことですが。そこに、リスク社会論が登場した意味、リスク社会論の浸透の理由があるのではないのでしょうか。

**後藤** 以前、別のところで藤村先生のお話をうかがいましたが、私が理解したところによれば、障害をもった状態に陥ったり、病気にかかったり、退職して稼得手段を失うといったリスクに関しては、どの人々も平等である、そしてそのように考えてリスク概念を導入すれば、社会を分断されているものとして捉えてきた階層・階級論の枠組みとは違った視点を獲得できるのではないかとおっしゃっていましたね。

**藤村** はい。ベックの議論の原点に戻れば、原発や環境問題、天災や人災などの災害、テロ・戦争など、階級や階層などの諸条件とはあまり関連がないかたちで、人々の生存が一気に奪われる可能性のあるものが主要なリスクとして扱われています。日本の例でいえば、阪神淡路大震災が挙げられるでしょうか。もちろん、経済力に応じて居住できる地域が異なり、それによって被災の状況が異なった側面もありますが、基本的にはどの地域も被害を被りました。それが階級・階層論にだけではおさまりきれない、違った視点ということの意味です。

ただ、さきほど申し上げたような不安感の高まりなどを背景に、社会学においてもリスク概念はどんどん拡張され、いわばリスクのインフレ化が生じています。たとえば、失業、事故、病気、所得の問題などの生活リスク、さらにフリーターになるといったキャリアリスク、山田昌弘先生が論じている結婚、離婚や介護といった家族にかかわることもリスクと考えることもできます(山田昌弘, 2001, 『家族というリスク』勁草書房)。これらのリスクは、社会階層によって生起する状況が異なる可能性もありますが。そして、これらのリ

スクは、経済学者が守備範囲としてきた問題と重なります。このような問題を社会学者もリスク問題として扱うようになったことが、リスク概念が混乱しているように見える一因かもしれません。しかし、あらためて繰り返しますが、ベックのリスク社会論は、経済学的なアプローチとはまったく別の流れから生まれたものです。たまたまりスクという概念が使われたため、それが媒介となつて一緒に議論できるように見えるだけではないでしょうか。経済学的アプローチと社会学的アプローチをまったく共通の土俵にのせるのには、やはり無理があるのではと思います。

**後藤** そうですね。リスクをめぐる社会学と経済学との接点を整理すると、基本的にはそういうことになるのでしょうか。

では、社会福祉の領域において、リスク社会論はどのような影響力を持ってきたのでしょうか。

**藤村** 社会福祉・社会保障の研究者は、社会学者とは少し違う考え方に依拠しているので、あまりリスクとは言わないような気がします。ただし、社会学者も接点を持っているような範囲に限定して考えると、まず、福祉国家が中流階級化したこともあって、社会の仕組みが当初の貧困対策として低所得層を重視するありかたから中流階級・階層も視野にいった社会保険を重視するありかたへと変わってきているといえるでしょう。そうすると、社会保険を安定的に運営するためには、中流階級・階層の人にたくさん制度に加入してもらって、保険料を支払ってもらう必要があります。そうすると、政策を決めるにあたって中流階級・階層を考慮することが重要になってきますね。失うものの大きい中流階級・階層のほうがリスクやリスク社会論に敏感になる傾向があるように思います。ただ、生活上のリスクとそれに対処する仕組みについて考えるにあたっては、低所得層の人びとに重きをおいて考えることも依然重要です。

**後藤** 近代経済学は、諸財に対する人びとの価値観は相対的であると想定する一方で、所得（貨幣指標）はもとより、効用関数も連続的であると仮定しますので、階級・階層といった概念を所与の前提とする議論は展開しません。しかし、所得弾

力性や社会的余剰概念を提出したマーシャルなど古典派経済学者は、悲惨な生活を送っている人たちと無益な贅沢をしている人たちが存在していることを厳然とした事実として受けとめたうえで、社会をどう改良すればよいのかという問題意識を持っていたようです。少し、話がそれてしましますが、アマルティア・センの潜在能力アプローチに代表される現代の経済学と哲学は、再度、「貧困」や「不正義」、社会制度や権力の視点を経済学に復活させようとしている点で注目されます。それは、現代の日本やアメリカ、ヨーロッパの社会保障・福祉を捉える際にも、不可欠な視点であると私自身は考えています。

## リスクに対処するための公的な仕組みとは

**藤村** いずれにせよ、リスクに対してどのような仕組みをつくるか、それに対する合意をどう形成するかが、リスク社会を考えるにあたって重要な論点になりますね。

**後藤** まず、私は、人びとが対処可能なリスクについては、個人の選好の違いを尊重した保険制度があってもいいと思います。これは近代経済学ときわめて親和的な視点なのですが、たとえば初期に賦与された条件も労働能力も一緒で、若い時期に同じくらい稼いでいる人がいるとします。そのお金を若いときに消費するか、あるいは老後に残しておくか、子孫に残しておくか、これが選好の違いです。ジョン・ロールズが言うように、個人のもつ価値や目的の多元性は民主主義のもたらした、ときに市場的評価（価格づけ）をも越える可能性を秘めたよき側面として尊重すべきだろうと思います。

しかし、実際には初期に賦与された条件は人によって違いますし、バーゲニングパワーも人によって異なります。そもそも市場に参加することが困難な人たちもいます。市場的評価のもとでは、固有の価値を認められない人もいます。こう考えると、例えば、報酬比例的（賃金所得比例的）な年金制度は、長生きのリスクに対する個人の選好が、そののみが反映された仕組みとはとても言え

ないでしょう。市場賃金に反映された個人的条件の相違がそのまま残されているからです。長生きのリスクに備えて、なんとかやりくりしようにも、やりくりするすべをもたないひとたち、結果的にやりくりできなかったひとたちの抱える問題に対処する仕組みが必要だと思います。

このような仕組みを設計するにあたって、経済学には、自分自身の効用関数のなかに他者の境遇あるいは効用関数をも含む拡張的な効用関数を設定することで、私的利益の最大化という原理を踏襲しつつ資源の社会的再配分を実現するという考え方があります。しかし、この考え方には一定の限界があると私は思います。私たちが何を善きものとするか、どういう財に価値を置くかは個人個人で異なっており、それは他者にはとうていわからない可能性があります。想像力を働かせて自分の効用関数のなかに他者の状態を組み入れて、相互扶助をすることが可能なのは、たとえばNPOや地域のボランティアとかコミュニティなど、性格は公的だけれども地域的には限定された単位でしょう。

アメリカやイギリスのすごいところは、このような活動が活発なところです。それは社会保障の観点からも重要です。しかし、こういった民間の人びとの相互扶助だけではカバーしきれない部分が厳然として——資金的な限界と想像力・共感の限界という2つの意味において——あります。そこでは端的に、広範囲の匿名の人々を母体としたルール基底的な共的システムが要請されると思います。その代表が貧困のリスクです。近年、私は生活保護受給者と低所得者の社会生活に関する調査に少しだけ関与しています。そこで得た1つの印象は、ひとには、現在の家計の状態を考慮しつつ、将来の自分や子どもたちの人生を設計しようという傾向がある点です。自分の暮らし振りをトータルに見渡し、明日に備え、プランを描くというひとの営みは、ひとの自立の要でもあるようです。

ですから、生活保護の水準を決める際にも、現在の生活上の必要を支援するにとどまらず、学資保険や貯蓄など、将来を見越すことを可能にする支援のしかたが重要だと感じました。その意味で

は、誰でもがアクセスできるように——保険料の支払い能力や事故率の相違にかかわらず加入できるという意味です——保険を充実させることには、意義があると思います。

また、低所得でありながら生活保護を受けていない人びと、たとえば母子世帯、障害者や高齢者など、いまの社会・経済制度のもとでは困難にぶつからざるを得ない人びとを、理由に応じて援助するピンポイントな仕組みも必要ではないでしょうか。その理由は、社会的な了解として確かめられていく必要がありますが。

**藤村** 母子家庭ですと、母子福祉の仕組みがすでに存在したり、就労指導が厳しかったりしていることもあり、生活保護を受けられる可能性はあまり高くはないですね。また、基本的に母親が子育てを自宅でしながらという政策的想定があったりしましたので、会社に行かずに自営業として働くための事業開始資金・事業継続資金などの制度が従来設けられていましたが、社会における被雇用者の割合が高まる中で、新しい就労支援のシステムが求められつつあります。

**後藤** その背景には、産業構造の転換と子育てをめぐる意識や環境の変化がありますね。ところで、就労支援といえば、今回の生活保護法の改正でも、自立支援サービスがうたわれているようですが。

**藤村** 生活保護法にかぎらず、最近、社会保障の分野では自立支援ということが強調されていますが、後押しではなく、切り離しになってしまう側面があるのではないかと心配されていますね。

さきほど自立という話がでしたが、自立には、セルフヘルプすなわち職業を通して生活を成り立たせるという側面と、オートノミーすなわち自己決定という2つの側面があり、本来は2つがセットでなければいけないのに、現状ではセルフヘルプだけが強調される構造になっています。その背景には、社会保障の財源の問題があり、ある程度、効率性を重視して制度を運用していかなければならないということがあるのでしょう。

## リスク管理と社会保障における 効率性・衡平性

**後藤** セルフヘルプを優先するあまり、それが本人たちのオートノミーと矛盾するかたちで進められていることが問題だということですね。

私自身がいま気がかりなのは、自立支援サービスを受けることと引き換えに援助をするという考え方が広がりつつあることです。個人別衡平性の考え方が政策に導入され、ただでサービスを受けることは許せないといった考え方が強まっていくことの怖さを感じています。

**藤村** その結果、制度の中に組み込む一方で、生活上の選好が奪われているともいえますね。

**後藤** このような政策の変化については、アメリカにおける社会保障政策改革の動きが影響しているようです。ご存知の通り、日本とは異なりアメリカの憲法には生存権規定がありません。ただし、1935年に成立したSocial Security Actでは、障害者、高齢者、母子家庭という特定の社会的カテゴリーに対しては、公的扶助に対するエンタイトルメント（entitlement）が保証されていました。ところが、クリントン政権下の1996年に福祉改革がなされ、「個人の責任と機会の平等法案」のもとで創設されたTANF（貧困家族一時扶助：Temporary Assistance for Needy Families）において、公的扶助は個人のエンタイトルメントではないと明記されました。したがって、改革前とは異なり、連邦支出に対して個人も州も異議申し立てすることができなくなってしまったのです。さらに、TANFの規定には、2年以内に就労すること、5年を上限として支給することという条件がついています。その目的は、「個々人の自立を促し、健全な家族の形成を促進する」ことにあるとされ、日本の生活保護がもつ「健全で文化的な生活水準の維持」への配慮がありません。

このような議論の背後には、個人個人の負担と便益を釣り合わせるべきだという個人別衡平性の考え方があります。それは、ある種の「常識的な」直観、正義の観念に適合しています。そのため、受給することとの引き換えに義務を果たすこ

とを求める仕組みが日本にも導入されつつあるのでしょう。ただ、いまのところ、日本には生存権を定めた憲法25条がありますから、そのような仕組みは簡単には導入できないはずです。ある人が現に困窮している状態にあるならば、社会はその人の生活を保障しなければなりません。

ただ、一言注記させていただくと、私は、生存権は、いっさいの義務から逃れているわけではないと考えています。それ自身は無条件の規定ですからここでいう義務とは、受給との引き換えの就労義務あるいは健全な家族の形成などではないことは明らかです。そうではなくて、自分もまた他の人たちの権利を尊重し、可能ならば働こう、納税しようという考えを正当なものとして受け入れることだと思います。公的扶助を機能させていくためには、生産を支える就労が不可欠です。どこかで就労を確保しておく必要があります。ただし、経済システム自体に就労インセンティブを盛り込むことは適切ではないと思います。あまりにも厳しい状況におかれたために、就労への意欲すらなくしてしまう事態を防ぐような仕組みは有効だと思いますが、就労インセンティブの一般的な形成は、経済システムとは別のところで——教育や文化を通じて——行っていくのが良いのではないのでしょうか。

そこで、さきほど申し上げたピンポイントの政策を言い換えますと、人びとが労働の機会を失い、労働の能力を失い、労働への意欲を完全に失う前に、効果的に支援する公的な仕組みということです。

**藤村** いまの後藤先生のお話をまとめると、階層的に規定される貧困などのリスクに対処したり、それを回避・管理する仕組みを考えたときに、システムそのものにインセンティブを内包して、いわば鼻先にニンジンをおろ下げたり、後ろからお尻をたたいたりするような仕組みは適切ではないということですよ。私も基本的には同じ考えです。本人のキャリア意識や職業設計は、本人の価値観や選好として人間関係の中から形成されていくべきもので、リスク回避・管理はあくまで別の問題、経済現象として捉え、就労インセンティブ

や健全な家族像を押し付けない仕組みのほうが好ましいのではないかと思います。

**後藤** リスク管理といえば、年金は長生きのリスクに対処する仕組みですが、ここでは個人別の公平性だけでなく、世代間の公平性も問題になってきていますね。

**藤村** この問題は、やはり公平性とか効率性の発想が入り込みやすいですね。逆に、さきほど問題になったような価値観とかインセンティブはあまり問題になりにくい。

**後藤** 公平性という言葉の誤用、乱用が怖いですね。はたして、何と何との間の釣り合いを問題にしているのか、問題の本質をすこし冷静に見ることが必要だと思います。

**藤村** リスク管理と言わずに、年金制度の維持くらいに表現したほうが適切かもしれませんね。リスク論はいろいろな現象をリスクと見なすことで、人びとの関心を喚起するという重要な側面がありました。そもそもリスク管理という発想自体に、公平性とか効率性という概念との親和性があるのです。ここが、リスク社会論、リスク概念の功罪のうちの「罪」にあたる部分の一つかもしれません。

**後藤** ブッシュ政権下で提唱されている「思いやりのある保守主義」、あるいは社会保障口座を個人単位での管理に変えて公的な支援を限定的なものにしようとする「オーナーシップ社会」はまさに個人別公平性の発想に基づいていますね。でも、案外、個々人が努力してリスクを管理しようとした挙句、リスクはみんなに降りかかるものだから、細かな勘定は抜きにして、やはりお互い助け合いましょうという結末になるかも知れませんが。

## リスク社会における個人化の流れとこれからの課題

**藤村** いま、具体例を挙げていただきましたが、リスク社会論が浸透する社会とは、さまざまな問題が個人化される社会だといえます。これまでは家族が防波堤のような役目を果たして問題を見え

にくくし、計算を難しくしていた側面がありましたが、個人を単位とすると、計算が可能になります。

ちなみに、家族社会学にはライフコース論という議論があります。この議論は、家族を集団としてではなく、その時々と一緒に居る人たちが作りあげる小グループと考えていきます。ですから、離婚、再婚があっても、子どもがいてもいなくても家族を捉えるにあたっては差し支えない、という意味で、健全な家族像を前提として想定しないのがよい点だと思います。しかし、他方で、個々人の人生に焦点を当てるという点では、意図せずして、リスク管理の発想と結びつきやすいでしょうね。

ただ、生きていく上で生じるあらゆる問題を、本当に個人単位で処理できるのだろうかと思います。それは難しいでしょう。負担を共有しあえる人間関係をつくっていきけるのか、そういう関係を長続きさせられるのかといったことが今後の課題でしょう。たとえば、カップル関係、そして親子関係もありますが、親子関係に期待するのは今後難しい。カップル関係も、2人でのことへの志向は若者を中心に強いでしょうが、対になるその相手は代わってもいいとなると、ロマンティック・ラブ・イデオロギーが強化されているというのか、衰退してきているというのか。女性たちは、同性の友人たちとの老後の共同生活などというかたちを考えているでしょう。そして、過大な期待は禁物ですが、NPOのような関係に、今後の人間関係形成のある程度別の可能性があるかも知れません。

**後藤** 家族などの人間関係との関連で言いますと、すこし話は戻るようですが、個人別公平性の考え方が規範的にも比較的受け入れられやすいのは、相互性 (reciprocity) があるからです。負担をしてもらった分だけお返しする、みんなそうしましょうということですね。これをさきほどの生活保護の問題にあてはめると、現実には、将来あるいは何世代にもわたって給付を受け続ける家庭・世代と、提供し続ける家庭・世代とに分かれる可能性があります。そうすると、こうした公的扶助の仕組みを果たして相互的な仕組みと言え



るのかという疑問が生じると思います。

この疑問に対しては、自分も相手の立場になるかもしれないし、相手も自分の立場になるかもしれないという、いわゆる「想像上の立場の交換」で答える場合があります。たまたま働けるときには資源を提供し、たまたま困窮しているときには資源を受給しようというわけです。ただ、貧困の再生産などの現実を眺めるとこの議論は少しナイーブなように思います。では、どのように考えたらよいのでしょうか。

一つの答えは、もし働けるとしたら、この前提条件が満たされたとしたら自分も働く。もし困窮したとしたら、この前提条件が満たされたとしたら自分も受給するという命題をルールとして受け入れることにあります。同一の条件つきのルールを、自分の今のポジションとは関係なく、受け入れるなら、ルールの前での個人間対称性が成立するのではないのでしょうか。恐らくジョン・ロールズの正義の理論で構想されている相互性概念はこの意味だろうと思います。ここでのポイントは、このルールを正当なものとして他の人もまた受け入れていることへの信頼感にあります。自分だけがこの命題を信じていると思ったら、やりきれないでしょうから（「コミットメントすることの緊張 (strain of commitment)」の問題です）。

もう一つの答えは、自分と同じように働ける人が同じように税金を納めているだろうという予想、また、自分と同じように困窮している人が同じように受給しているだろうという予想です。付け加えれば、働く能力を持っているという事実と実際に働いてそれを提供することとの間の対応関係を考えることです。

個人別の事故率がますます透視化されていく現代のリスク社会において、それでも資源を拠出し支えあう関係をつくっていかうとするならば、このような相互性の観念は重要になってくると思います。直接的な関係性や相互便益の観念をベースとしながらも、ルール基底的な相互性を構築できるとしたら、NPOやボランティアの活動領域はもう少し広がっていくのではないかと考えています。藤村先生のおっしゃるように、あまりそればかり

に期待しすぎないほうが良いとは思いますが。

**藤村** リスク社会における第二の課題は、人びとが納得できる制度をいかに設計するかという問題です。現在、年金の問題では、保険料の滞納が制度を揺るがしているといわれます。従来、人びとは生活保護や税金の問題について、そんなに自覚的に考えてこなかったのだらうと思います。ただ、これまで考えていなかったことに市民が一気に気づき始めて、なぜ自分たちが負担をしなくてはならないのかと感ずるようになったり、強制的であった保険制度についてもそのメリットとデメリットを冷静に考えようとしたりなど少し変わってきたように思います。ですから、人びとが納得できる制度をつくらないと、もはや制度自体が成立しにくくなっており、その点をどうするかが重要ですね。やや皮肉なところもあるのですが、リスク概念の普及と呼応するかのようには、社会学的には、信頼概念の考察も急浮上してきていますね。**後藤** おっしゃるとおり、もはや、社会的連帯というオブラートにくるんで、「1人は万人のために、万人は1人のために」と語りかけ、強制的に制度に参加させるだけでは、人びとは納得せず、保険料の滞納はとまらないでしょう。

最後に、私が考えるリスク社会の課題ですが、個人別衡平性の考え方が重視されるようになったとはいえ、多様性や異質性のある現実の社会に、それをそのまま適用することはできません。地域や組織で生まれる個々人の直接的な関係性を手がかりとしながら、市場的な評価を越えて、ひとやものの価値を評価する仕組みをつくること、就労に限られない人びとの意味ある多様な活動を、経済的な評価につなげていく仕組みをつくることに微力ながら取り組みたいと考えています。

※ この対談は、2005年7月20日に行われたものです。

ふじむら・まさゆき 上智大学総合人間科学部教授。主な著書に『福祉国家の再編成』（東京大学出版会、1999）など。社会学専攻。

ごとう・れいこ 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授。主な著書に『正義の経済哲学——ロールズとセン』（東洋経済新報社、2002）など。経済哲学専攻。（Rgt22008@sps.ritsumei.ac.jp）